

タラノア対話 「公正な移行」

CAN-Japan 国連気候変動ボン会議報告会
2018年6月14日



日本労働組合総連合会（連合）

社会政策局 鈴木人司

まず、連合とは？



日本労働組合総連合会 (連合)

- 国際労働組合総連合 (ITUC) 加盟
- 加盟産業別組織：49 加盟組織人員数：700万人
- 全都道府県に地方連合会



【加盟産業別組織】

UAゼンセン同盟1,683,740、自治労791,924、自動車総連 772,347、
電機連合564,980……

業種は、金属、化学、繊維、食品、運輸、公務、金融、商業・流通、
その他多岐にわたる。

連合とは？ (模式図)



国際労働組合総連合 (ITUC)
163カ国 333ナショナルセンター
加盟総組合員数 1億8,089人

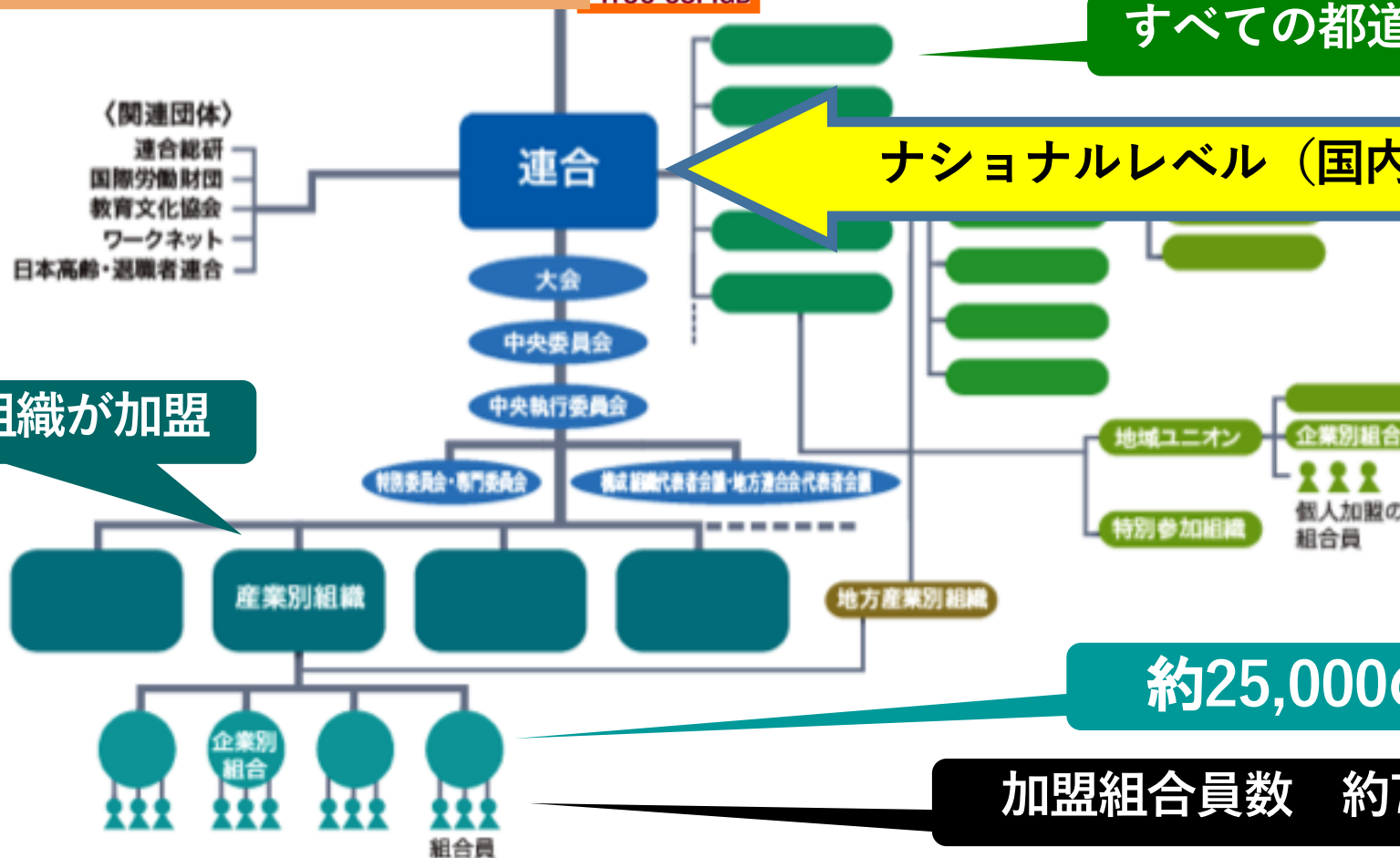


グローバルレベル (UNFCCC対応)

すべての都道府県に地方連合会

ナショナルレベル (国内での対応)

49の産業別組織が加盟



約25,000の単位組合

加盟組合員数 約700万人



そもそも、なぜ
労働組合が、連合が、
「気候変動」なのか？

労働組合と政策要求（日本の場合）



労働組合



企業他使用者

行政・議会

協議・交渉

要請・要求
・投票

活動の本旨は
雇用・労働条件、
生活、そして産業
を守ること

企業との交渉で決まる
労働条件その他
(賃金・労働時間・
職場環境・福利厚生)

環境・エネルギーに
関わる課題も
少なくない

法律や制度によって決まる
労働法で規制すべき最低限の
基準、税・社会保障、
産業にかかわる政策、その他

**要求する
政策・制度
の実現へ**

**気候変動、循環型社会形成、化学物質、水循環、森林資源等、
環境と経済・社会の統合に向けて…**



タラノア対話で、
労働組合は、
何を訴えた？

★ タラノアでの労働組合のステイタスは？

労働組合は、UNFCCCのプロセスの中で、意見を述べる事が正式に認められている。

- TUNGO Constituency (- The Trade Union Non-governmental Organizations)
- 2008年のCOP14から、ITUC（国際労働組合総連合）はステイタスを保持。



Talanoaのオープニング全体会合
(5/2)。TUNGOを代表して
ステートメントを述べる連合出席者



- ・世界の低炭素化に向けた、野心的取り組みの推進。
- ・経済・社会政策との適切な整合性
- ・開かれた対話に根ざした労働者の「公正な移行」
- ・脱炭素化に必要な技能の事前分析と労働者の円滑な「移行」
- ・障害となるタテ割りの打破





タラノア対話では、ITUCはこう主張した（1）

1. Where are we? (我々はどこにいるのか)

- 前提として、パリ協定の野心的削減目標達成のためには、さらなる野心的な取り組みは必要だ。
- その野心的な目標に与しようとする国が多いとは言えない現状は、気候変動対策において、「公正な移行」など人々の生活に直結する経済・社会政策との連関が考慮されていないことが作用しているのではないか。
- たしかに、今日まで環境対応の雇用が幾多も創出されてはきたが、これが（たとえばエネルギー集約型産業といった）対策によって雇用が脅かされる領域で叶えられて来たわけではない。また、新エネルギーで雇用が生まれたとしても、不安定雇用に取って代わる懸念もある。
- 各国における産業の転換や雇用移動によって生じる、労働者のスキルギャップについては、分析と対応の必要がある。
- この解消に向け、労働組合も貢献できる。



タラノア対話では、ITUCはこう主張した（2）

2. Where do we want to go? (どこに行きたいのか?)

- 労働者、そして労働組合としては、脱炭素と貧困解消の同時達成を指向している。
- 労働力の「公正な移行」は、社会対話をベースとして行われるものである。
- わたしたち労働組合と、企業（使用者）、政府（国、州、自治体）との間で、開かれた社会対話をもたれるべき。地域コミュニティ（不安定な人々、農民、女性、若年労働者、退職者など）も加われればなおよい。
- 社会対話では、
 - － 政府と労働者で、気候変動、社会・経済、産業政策をめぐる対話を。
 - － 企業と労働者／職場、産業レベル、国内、国際レベルで、産業と雇用をめぐる対話を。転換により拡大する企業、縮小すると企業あるが、いずれにせよ企業体は労働者によって構成されている。
- これらの円滑な推進と「公正な移行」のため、労働者を代表する労働組合は積極的に貢献できる。



タラノア対話では、ITUCはこう主張した（3）

3. How do we get there ? (どのように行くのか?)

- パリ協定の野心的削減目標達成のためには、気候変動政策が、社会正義を帯び、広く社会に受け入れられ、当事者の参加のもとで、それぞれが利益を享受できるものとするべき。
- 脱炭素社会構築への野心的取り組み、「自国が決定する貢献（NDC）」への真の貢献は、労働力の「公正な移行」への責務を果たし、人権、労働者の権利を尊重し、ディーセント・ワークと質の伴った雇用の実現があって初めてなし得る。
- これを職場、産業、地方、国、等のあらゆるレベルで進めていく。
- 目標達成の過程で顕在化する、拡大する／失われる雇用や産業は何か、これに影響を受ける地域はどこか等の分析と手当てすべき所要の施策等は、NDCの準備、適用、報告の過程で、SDGsの達成の過程で各国で整えられ、実施されるべきものである。
- これらを、労働者はじめ当事者の対話で進めていく。

★ また、最も新しいところでは

シャルルボワG7サミットの首脳コミュニケ（2018.6.9）で、



気候変動、海洋、クリーン・エネルギーに関し協働する

24. カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国及び欧州連合は、様々な資源からの気候資金動員への取組強化を含め、イノベーションの促進、適応能力の向上、強靱性強化と資金提供、脆弱性の削減及び**公正な移行**の確保を行いつつ、特に排出量の削減といった野心的な気候変動への行動を通じて、パリ協定の実施に対する強いコミットメントを再確認する。（－後略－）

※外務省仮訳

と、以上のように盛り込まれるに至った。



さて、今後どのように具現化され（させ）ていくか？



では、
「公正な移行」とは？

～ わたしたちは
何を訴えているのか？ ～

「公正な移行」 (Just Transition) とは？

気候変動対策の進展に伴い生じる、特に「緩和」局面での、必要となる参加と対策が伴った円滑な雇用移動。



ILO「すべての人々が享受する、環境に持続可能な経済社会にむけた公正な移行のガイドライン」は、

環境と経済・社会的側面での持続的発展の同時達成を、特に次の分野で展開する、としている。

- I マクロの経済成長政策
- II 産業、部門別政策
- III 企業政策
- IV 能力開発
- V 労働安全衛生
- VI 社会保障
- VII 労働市場に係る積極的施策
- VIII 権利（ジェンダー、経済・社会的弱者等）
- IX 社会対話と三者構成

「公正な移行」 (Just Transition) とは？



2009年のCOP15で、ITUC（国際労働組合総連合）がステートメントによって初めて提唱した。



パリ協定の前文にいう、「レスポンス・メジャー」の一方策。その前文では、

「自国が定める開発の優先順位に基づく労働力の**公正な移行**並びに適切な労働（ディーセント・ワーク）及び質の高い雇用の創出が必要不可欠であることを考慮し」とある。



ILO（国際労働機関）は、

2016年10月、「すべての人々が享受する、環境に持続可能な経済社会にむけた公正な移行のガイドライン」を設定した。

2017年3月、UNFCCCとの間で「公正な移行」に関する覚書を交わす。

いまでは「グリーン・ジョブ」「ディーセント・ワーク」の具体化に向けた動きが組み込まれている。

実際、補助機関会合（SB）では、ILO他関係主体が関わる専門会合がマニフェスト化されている。

「公正な移行」(Just Transition) をめぐる

ITUCの主張

気候変動対策の進展に伴う、特に「緩和」局面での雇用移動への対応。

- ① 削減努力にとどまらず、（特に途上国等への財政支援）、技術移転、能力開発、雇用創出とディーセントワーク、公正な移行の実現に向けた基金活用（「緑の気候基金」）や投資促進を求める、
- ② 締約国各国が表明する「NDC（自国が決定する貢献）」の「貢献」やグローバルストックテイクに、パリ協定でも位置づけられている削減目標の野心的引き上げと負の側面の最小化の考え方に基づいて、雇用に関する具体的緩和・適応策、財政支出、技術移転、能力開発も加える、
- ③ 各国においては、排出削減対策の際には、雇用とディーセントワークを前提として、能力開発、安全衛生、社会保障を考慮した雇用対策と経済対策を進める、
- ④ これらを、あらゆるレベルでの対話（国、地方、業界、職場）における社会対話（政労使三者、労使）によって進め、行政においても管轄横断的にこれに対処する。

これをCOP15(2009)以来、補助機関会合やCOP、そして「タラノア対話」で訴え続けてきている。

「公正な移行」 (Just Transition)



連合の主張は、どうか？

日本的にカスタマイズすると、どうか？

気候変動対策の進展に伴う、特に「緩和」局面での雇用移動への対応。

「温暖化対策（緩和・適応）による雇用の喪失や労働条件の著しい低下が生じるまたは生じうる可能性が高い場合に際して、労働移動を含む産業・労働者および地域コミュニティへの支援策」

- 労働者、地域住民との対話（社会対話）に根ざした対策、
- 失業対策、所要の社会保障、職業紹介・訓練、住宅・教育対策、
- 地域における新たな雇用の創出、
- 所要の財政出動、民間投資の呼び込み努力、
- 環境関連行政と労働・雇用行政との連携、等が考えられる。

★「公正な移行」、いまどのように運用されているか。

【一例（とくに先進国）】

- カナダ政府は2018年2月、政府部内に（環境・気候変動省の主導により）Just Transition Task Force を時限的ではあるが、立ち上げた。
 - ・石炭火力発電所を擁する地域を中心に専門家を派遣し、地元行政も含めた関係当事者間の対話を進め、助言を行う。
- カナダ・アルバータ州では、石炭火力発電所の天然ガスへの転換に向け、雇用移動の基金を創設、
 - ・労働者に職業訓練を保障し、あるいは高等教育バウチャー等を支給し、
 - ・会社側には、関係する労働者に対する年金の保障と、同地での電源立地の維持するよう義務付け。
- オーストラリア南部・ポートオーガスタでは、石炭火力発電所の段階的縮小に先立ち、地域、労働組合もマスタープラン作成に関与。
 - ・それにより、地域にメガソーラーを誘致し、稼働とともに一部の雇用を吸収。 等々

最適解に至ることは難しいかもしれないが、
まずは、当事者の参加による**社会対話**が必要。

★ 「公正な移行」 過去、日本にもそうした事例はあった！

- 1950年代後半から60年代前半にかけて、日本も大きなエネルギー転換期を経験した。
＜石炭から石油へ＞
- その流れの中、相次ぐ炭鉱閉鎖によって、200,000人以上の雇用が失われ、大きな社会問題になっていた。
- これを、政府、労働、使用者の協力で乗り越えた。具体的には、
 - > 炭鉱労働者の離職や産炭地振興に関する「臨時措置法」、「雇用対策法」の制定につながった。雇用促進住宅や職業訓練、手当支給、年金上積等
 - > 労働組合は、政・労・使三者の枠において、労働者の利益を代表。労働者に対する個別相談、斡旋等、制度享受のための個別サポートを行う
 - > 使用者は、三者枠組保持や退職金上乘せなどへのファンディングで貢献

当時とはエネルギー環境も違えば、すべての閉山地のすべての人々が「公正な移行」を享受できたわけでもなかったが、**対話と参加**が確保された例。

現在の日本においては、まだ事例がほとんどないが、
今後は顕在化してくるものと考えられる・・・

■ 我が国の今後の課題

- 労働行政による関与とコミットメント
 - ー 環境は環境行政の、雇用労働は雇用労働行政の枠を乗り越える必要がある。
 - ー 産業政策の方向性ととともに、具体的政策ツールとして考えられる「公正な移行」のための財政出動（助成金等）や職業訓練等対策のあり方について考えていく必要がある。
- 地域経済へのインパクトは大きい。そのため、産業の転換に際しては、地域の維持発展を考えたプランを、関係当事者の参加のもとで策定すべき。
- 社会対話の確保
 - ー 政府／地方行政・労働者・使用者等の関係当事者が入る、「緩和」「適応」の影響と課題の解決を扱う対話の場を設定すべき。
- これらの実現のためにも、**日常の建設的な労使関係の構築**は必要。
- 先進国と新興国・途上国間の課題ではなく、世界全体の課題であり、**自分たちの課題**でもある。



「クロス・カッティング（課題横断的）」な問題解決が求められている。それもあって、今後は「**環境と経済・社会の統合的向上**」が考え方の主流になる。
底流はSDGsであり、そのための「公正な移行」でもある。



ご清聴ありがとうございました。

★ お知らせ

イベントを開催します。みなさまのご参加をお待ちしております。

第20回環境フォーラム

主催：ライフスタイルを見直す環境会議（連合／労金協会／全労済／中央労福協）

【日時・会場】

6月25日（月）15:00～17:45 千代田区・全電通労働会館2F大ホール

【内容】

- 講演①「生物多様性・自然資本経営」 日経ESG編集 藤田 香 氏
- 講演②「環境ラベリングによる社会的側面の取り込みへの挑戦と課題」 日本環境協会 大澤 亮 氏
- 報告「連合エコライフの取り組み展開上の課題
～環境の取り組みに関するアンケートの結果から～」 連合本部社会政策局
- 労働組合による好取組の表彰

【参加費】 無 料

【お申込み・お問い合わせ】 事務局まで、お電話・メールにて事前にお申し込みください。

連合本部社会政策局

03-5295-0522 ecolife@sv.rengo-net.or.jp